

顎関節症の診断基準（2019）

1. **咀嚼筋痛障害**：顎運動時，機能運動時，あるいは非機能運動時に惹起される咀嚼筋の疼痛に関連する障害で，その疼痛は咀嚼筋の誘発テストで再現される。

診断基準

病歴：過去 30 日間に次の両方を認める。

1. 顎，側頭部，耳の中あるいは耳前部の疼痛
2. 顎運動，機能運動あるいは非機能運動によるその疼痛の変化[¶]

診察：次の両方を確認する。

1. 疼痛部位が側頭筋あるいは咬筋である。
2. 次の誘発テストの少なくとも 1 つで側頭筋あるいは咬筋にいつもの痛みが生じる。
 - a. 側頭筋あるいは咬筋の触診（触診圧 1.0 kg/cm²，2 秒間）
 - b. 自力あるいは強制最大開口運動（左側側方，右側側方あるいは前方運動）[§]

[¶]：‘疼痛の変化’には，疼痛が増大する場合だけでなく，疼痛が減少したり，性状が変わったりする場合も含まれる。

[§]：括弧内下線部の条件を加えるかどうかは，今後我が国で行う多施設臨床研究の結果をみて決定する。

2. 顎関節痛障害：顎運動時，機能運動時，あるいは非機能運動時に惹起される顎関節の疼痛に関連する障害で，その疼痛は顎関節の誘発テストで再現される。

診断基準

病 歴：過去 30 日間に次の両方を認める。

1. 顎，側頭部，耳の中あるいは耳前部の疼痛
2. 顎運動，機能運動あるいは非機能運動によるその疼痛の変化[¶]

診 察：次の両方を確認する。

1. 疼痛部位が顎関節部である。
2. 次の誘発テストの少なくとも 1 つで顎関節部にいつもの痛みが生じる。
 - a. 外側極の触診（触診圧 0.5 kg/cm²，2 秒間）あるいは外側極付近の触診（触診圧 1.0 kg/cm²，2 秒間）
 - b. 自力あるいは強制最大開口運動，左側側方，右側側方，あるいは前方（あるいは後方）[§]運動

[¶]：‘疼痛の変化’には，疼痛が増大する場合だけでなく，疼痛が減少したり，性状が変わったりする場合も含まれる。

[§]：括弧内下線部の条件を加えるかどうかは，今後我が国で行う多施設臨床研究の結果をみて決定する。

3. 顎関節円板障害：下顎頭-関節円板複合体を含むバイオメカニカルな顎関節内障害.

顎関節円板障害には、関節円板転位だけではなく、関節円板変形、関節円板重畳、関節円板穿孔などが重複していることも珍しくない。また、関節円板の転位の程度や方向もさまざまである。しかしながら、これらの顎関節円板障害の中では前方転位が生じる頻度が圧倒的に高いことから、前方転位の診断基準だけを定義する。なお、下記の3 a と 3 b 以外の下顎頭-関節円板複合体の障害も顎関節円板障害に分類される。

3 a . 復位性顎関節円板障害:多くは閉口位において関節円板は下顎頭の前方に位置し、開口に伴って復位する。関節円板の内方あるいは外方転位を伴う場合がある。関節円板の復位に伴ってクリックが生じることが多い。

診断基準

病 歴：次のうち少なくとも一方を認める。

1. 過去 30 日間に、顎運動時あるいは顎機能時の顎関節の雑音を認める。
2. 診察時に患者から雑音があることの報告がある。

診 察：次のうち少なくとも1つを確認する。

1. 3回の連続した開閉口運動時のうち少なくとも1回、触診により開口時および閉口時のクリックを触知する。
2. 3回の連続した開閉口運動時のうち少なくとも1回、触診により開口時または閉口時のクリック音を触知し、かつ3回の連続した左側側方、右側側方、または前方運動時のうち少なくとも1回、触診によりクリックを触知する。

以上の診察の後に MRI 検査を利用できる場合は直ちに検査を行う。顎関節 MRI を用いた診断基準は次の両者を満たすこととし、これをもって確定診断とする。

1. 咬頭嵌合位において関節円板後方肥厚部が 11:30 の位置より前方にあり、かつ関節円板中央狭窄部が下顎頭の前方に位置している。
2. 最大開口時に、関節円板中央狭窄部が下顎頭と関節隆起の間に位置している。

MRI 検査を利用できない場合には、以下の所見を確認し、これをもって臨床診断とする。

1. 下顎最前方位からの開閉口時に、開口時および/または閉口時に生じるクリックが消失する。

3 b. 非復位性顎関節円板障害：閉口位において関節円板は下顎頭の前方に位置し、開口時にも復位しない。関節円板の内方あるいは外方転位を伴う場合がある。

診断基準

病歴：過去 30 日間に、次の両方を認める。

1. 顎が引っかかって口が開かなくなったことがある。
2. 開口が制限されて食事に支障をきたしたことがある。

診察：次の診察所見を認める。

1. 垂直被蓋を含んで強制最大開口距離が 40 mm未満である。

註 1：強制最大開口距離は臨床的に決定する。

註 2：関節雑音（開口時クリックなど）の存在は本診断を除外することにはならない。

註 3：強制最大開口距離が 40 mm以上であっても非復位性顎関節円板障害を否定できないため、開口制限がある場合と同様に診察・検査を進める。

以上の診察の後に MRI 検査を利用できる場合は直ちに検査を行う。顎関節 MRI を用いた診断基準は次の両者を満たすこととし、これをもって確定診断とする。

1. 咬頭嵌合位において関節円板後方肥厚部が 11:30 の位置より前方にあり、かつ関節円板中央狭窄部が下顎頭の前方に位置している。
2. 最大開口時に、関節円板中央狭窄部が下顎頭の前方に位置している。

MRI 検査を利用できない場合には、以下の診察を追加し、1 つ以上陽性所見があることを確認し、これをもって臨床診断とする。陽性所見が多くなるほど正診率は増加する。

- 1) クリックの消失に伴う開口制限の出現の既往
- 2) 触診による最大開口時の下顎頭の運動制限
- 3) 開口路の患側への偏位
- 4) 強制最大開口時の顎関節部の疼痛

4. **変形性顎関節症**：下顎頭と下顎窩・関節隆起の軟骨・骨変化を伴う顎関節組織の破壊を特徴とする退行性関節障害である。

診断基準

病歴：次のうち少なくとも一つの陽性所見がある。

1. 過去 30 日間に、顎運動時あるいは顎機能時の顎関節部の雑音を認める。
2. 診察時に患者から雑音があることの報告がある。

診察：次の診察に陽性所見を認める。

1. 開口運動，左右側方運動，前方運動のうち少なくとも一つの顎運動時に触診によりクレピタスを認める。クレピタスを認めなくても変形性顎関節症を否定できないため，クレピタスを認める場合と同様に検査を進める。

以上の診察の後に顎関節 CT あるいは MRI 検査を利用できる場合は直ちに検査を行う。顎関節 CT あるいは MRI を用いた診断基準は以下の画像所見が一つ以上認められることとし，これをもって確定診断とする。

subchondral cyst, erosion, generalized sclerosis, osteophyte, atrophy

顎関節 CT あるいは MRI を利用できない場合にはパノラマエックス線写真（4 分割）あるいは顎関節 CBCT による画像診断を行う。基準は顎関節 CT あるいは MRI の基準と同様の画像所見が一つ以上認められることとする。

註 4：flattening, cortical sclerosis, concavity, calcified body は退行性関節病変（DJD, Degenerative Joint Disease）の決定的所見とはみなさず，normal variation（正常範囲の変動），加齢，リモデリングあるいは DJD の前段階とみなす。

変形性顎関節症の確定診断とする各画像所見の定義は以下の通りである。

subchondral cyst（同義：subcortical cyst）（軟骨下嚢胞または皮質下嚢胞）：関節表面の下の類円形の境界明瞭な X 線透過部を認める異常像。MRI では通常の骨髄信号とは異なり，T1 強調像，プロトン密度強調像で低信号，T2 強調像で高信号を呈する。

erosion（同義：surface erosion）（骨びらん）：下顎頭関節面皮質の連続性の喪失、断裂を認める異常像。

generalized sclerosis（下顎頭骨硬化）：皮質と骨梁との境界が不明瞭で，走向の不明瞭な骨梁が下顎頭全体に分布する異常像。

osteophyte（骨棘）：硬化性境界を有する辺縁肥大ならびに骨表面から生じる鋭角な外方への骨増生を認める異常像。

atrophy（萎縮）：下顎頭が縮小化した異常像

以下に、参考のため変形性顎関節症としない画像所見の定義を記す。

flattening (同義：articular surface flattening) (関節面の平坦化)：下顎頭関節面の丸みを帯びた輪郭が失われ、平坦化した像を呈するもの。皮質の連続性は保たれている。

cortical sclerosis (同義：subcortical sclerosis) (皮質硬化または皮質下骨硬化)：隣接する非耐荷重領域と比較して耐荷重領域における皮質の厚さが明らかに増加した像を呈するもの。MRIでは、プロトン密度強調像とT2強調像で骨髄の低信号を呈する。

concavity (同義：deviation in form) (下顎頭関節面の陥凹または形態の破格)：平坦化、骨びらん、骨棘、過形成または形成不全に起因しない皮質の輪郭の凹形のような正常な形状から逸脱した像を呈するもの。皮質の連続性は保たれている。

calcified body (同義：loose joint body) (関節遊離体)：関節円板または顎関節の骨構造と連続していない明瞭な石灰化構造。MRIでは、プロトン密度強調像およびT2強調像で低信号および/または高信号として認められる。